



山形県公報

平成30年7月10日(火)

号 外 (18)

目 次

条 例

- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 4
- 山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 同
- 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の
一部を改正する条例…………… (同) … 10
- 山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例…………… (食品安全衛生課) … 同
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例…………… (同) … 11
- 医療法施行条例の一部を改正する条例…………… (地域医療対策課) … 12

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第47号) (人事課)
 - 1 夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を引き上げることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第48号) (税政課)
 - 1 山形県県税条例の一部改正
 - (1) 県民税
 - イ 調整控除について、基礎控除及び配偶者特別控除に係る地方税法の改正に伴う所要の措置を講ずることとした。(第34条の2関係)
 - ロ 資本金の額又は出資金の額が1億円超の内国法人等に対し、納税申告書の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。(改正後の第45条第4項～第6項関係)
 - ハ 個人の県民税の所得割の非課税限度額に10万円を加算することとした。(附則第3条の3第1項及び第2項関係)
 - (2) 地方消費税
 - 資本金の額等が1億円超の内国法人等に対し、納税申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。(改正後の第67条の7の2及び附則第13条の5関係)
 - (3) 県たばこ税
 - イ 特定加熱式たばこ喫煙用具を製造たばこみなして県たばこ税に関する規定を適用することとした。(改正後の第84条の2関係)
 - ロ 次に掲げる期間における県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。(改正前1,000本につき860円)(第86条関係)

- (イ) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき930円
 - (ロ) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき1,000円
 - (ハ) 平成33年10月1日以後 1,000本につき1,070円
- ハ 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。
- (イ) 平成30年10月1日（改正条例附則第10項～第14項関係）
 - (ロ) 平成32年10月1日（改正条例附則第16項～第20項関係）
 - (ハ) 平成33年10月1日（改正条例附則第22項～第26項関係）
- 2 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年7月県条例第41号）の一部改正
- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に売渡し等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率を1,000本につき656円とする経過措置について、その適用対象となる売渡し等の期限を同年9月30日まで延長することとした。（附則第8項関係）
 - (2) 平成31年4月1日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対する手持品課税について、その適用対象となる売渡し等の期限を同年10月1日まで延長するとともに、その税率を1,000本につき274円（改正前1,000本につき204円）とすることとした。（附則第18項及び第19項関係）
- 3 この条例は、平成30年10月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。
- (1) 1の(1)のロ及び(2)の改正 平成32年4月1日
 - (2) 1の(3)のロの(ロ)及びハの(ロ)の改正 平成32年10月1日
 - (3) 1の(1)のイ及びハの改正 平成33年1月1日
 - (4) 1の(3)のロの(ハ)及びハの(ハ)の改正 平成33年10月1日
- ◇ 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（県条例第49号）（税政課）
- 1 地方活力向上地域内における事業税及び不動産取得税の不均一課税の適用対象となる事業者が、地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けるべき期限を、平成32年3月31日まで延長することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（県条例第50号）（食品安全衛生課）
- 1 この条例は、住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
 - 2 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次に掲げる区域（以下「制限区域」という。）の区分に応じ、次に掲げる期間（以下「制限期間」という。）とすることとした。（第2条第1項関係）
 - (1) 学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）の施設の敷地の周囲100メートル以内の区域
次に掲げる期間を除く期間
 - イ 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）が連続する場合における当該連続する日の初日の正午から末日の正午までの期間
 - ロ 標準的な長期の休業の期間（当該期間と休日等が連続する場合にあっては、当該連続する期間）の初日の正午から末日の正午までの期間（イに掲げる期間を除く。）
 - (2) 幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の施設の敷地の周囲100メートル以内の区域 (1)のイに掲げる期間を除く期間
 - (3) 第一種低層住居専用地域 (1)のイに掲げる期間を除く期間
 - 3 知事は、2の(1)又は(2)に掲げる制限区域に所在する住宅において住宅宿泊事業を営む者（住宅宿泊事業を営もうとする者を含む。）から申請があった場合において、当該住宅につい

て住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるときは、制限の全部又は一部をしないことができることとした。（第2条第2項関係）

4 知事は、3により制限の全部又は一部をしないこととする場合には、あらかじめ関係する学校又は幼稚園等の管理者の意見を聴くものとした。（第2条第3項関係）

5 住宅の所在場所が制限区域に新たになった場合において、当該住宅において既に住宅宿泊事業を営んでいる者は、当該住宅の所在場所が制限区域に新たになった日から起算して6月間は、2にかかわらず、当該制限区域に係る制限期間内においても引き続き住宅宿泊事業を実施することができることとした。（第3条関係）

◇ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（食品安全衛生課）

1 次に掲げる旅館業の施設の構造設備の基準を廃止することとした。（第1条の2関係）

- (1) 洗面所の材質に関する基準
- (2) 寝具の格納室等に関する基準
- (3) 簡易宿所営業における階層式寝台に関する基準
- (4) 下宿営業における一客室の有効床面積に関する基準

2 次に掲げる旅館業の施設に係る衛生措置の基準を廃止することとした。（改正前の第4条第1項第2号、第4号及び第6号関係）

- (1) 営業施設の採光及び照明に関する基準
- (2) 客室の収容定員及び当該収容定員の表示に関する基準
- (3) 便所の便つぼ及びくみ取り口に関する基準

3 寝具類に係る衛生措置の基準並びに浴槽及び洗場に係る構造設備の基準を緩和することとした。（改正後の第4条第1項第3号及び別表第1第1項関係）

◇ 医療法施行条例の一部を改正する条例（県条例第52号）（地域医療対策課）

1 介護老人保健施設の入所定員に係る既存の病床数の補正等の基準を廃止することとした。（改正前の第3条第3号及び第4条関係）

2 地域における既存の病床数を算定するに当たって、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換を行った場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなすこととした。（附則第3項関係）

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第47号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

第6条の3第2項第1号中「3,300円」を「3,550円」に改め、同項第2号中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「2,150円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の3第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

（山形県県税条例の一部改正）

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「あつては、国内」を「あつては、国内（法の施行地をいう。以下この号及び次項において同じ。）」に改める。

第29条第6項中「この節」を「この節（第45条第4項から第6項までを除く。）」に改める。

第34条の2中「所得割の納税義務者に」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に」に改め、同条第1号イの表(ト)の項中「45万円」を「55万円」に、「40万円」を「50万円」に改める。

第45条に次の3項を加える。

- 4 法第53条第47項に規定する特定法人である内国法人は、第1項及び第2項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第6項において「機構」という。）を経由して行う方法その他規則で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。
- 5 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。
- 6 第4項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算

機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第56条第2項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第64条第1項及び第2項中「第7条」を「第6条の7」に改める。

第67条の3第2項中「この節」を「この節（第67条の7の2を除く。）」に改める。

第67条の7の次に次の1条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第67条の7の2 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）であつて前条各項に規定する事業者は、同条各項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、同条各項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、規則で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第3項において「機構」という。）を経由して行う方法その他規則で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第84条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第84条の2 法第74条の3の2に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具は、製造たばことみなして、第9条第2項第5号及びこの節の規定を適用する。

第86条中「860円」を「930円」に改める。

附則第3条の3第1項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第12条の7まで、附則第12条の7の2第1項、附則第12条の8、附則第12条の9及び附則第22条において「前年」という。）」に、「得た」を「得た金額に10万円を加算した」に改め、同条第2項中「金額（」を「金額に10万円を加算した金額（」に改める。

附則第5条の4第1項第3号及び附則第5条の4の2第1項第2号中「同年」を「前年」に改める。

附則第10条の2第3項中「第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第13条の5後段を次のように改める。

この場合において、同条第1項及び第2項の規定による申告に係るこれらの規定並びに第67条の7の2第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条の7第1項及び第2項	知事	税務署長
第67条の7の2第1項	前条各項	前条第1項及び第2項
	事業者は、同条各項	事業者は、同条第1項又は第2項
	については、同条各項	については、同条第1項及び第2項

	、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第3項において「機構」という。）を経由して行う方法その他規則で定める方法により知事に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として規則で定める方法により
第67条の7の2第3項	法第762条第1号の機構	同項の国税庁
	電子計算機（入出力装置を含む。）	電子計算機
	知事	税務署長

第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

第86条中「930円」を「1,000円」に改める。

第3条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

第86条中「1,000円」を「1,070円」に改める。

（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「は、28年新条例」を「は、県税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第18項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改める。

附則第19項の表附則第10項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表附則第11項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表附則第12項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第64条第1項及び第2項の改正規定
公布の日

(2) 第1条中県税条例附則第10条の2第3項の改正規定並びに附則第2項、第3項、第6項及び第7項の規定 平成31年1月1日

(3) 第1条中県税条例第9条第2項第3号及び第29条第6項の改正規定、県税条例第45条に3項を加える改正規定、県税条例第56条第2項及び第67条の3第2項の改正規定並びに県税条例第67条の7の次に1条を加える改正規定並びに県税条例附則第3条の3第1項の改正規定（第5号に掲げる改正規定を除く。）並びに県税条例附則第5条の4第1項第3号、第5条の4の2第1項第2号及び第13条の5の改正規定並びに附則第5項及び第8項の規定 平成32年4月1日

- (4) 第2条及び附則第15項から第20項までの規定 平成32年10月1日
- (5) 第1条中県税条例第34条の2の改正規定並びに県税条例附則第3条の3第1項の改正規定（「得た」を「得た金額に10万円を加算した」に改める部分に限る。）及び同条第2項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成33年1月1日
- (6) 第3条及び附則第21項から第26項までの規定 平成33年10月1日
（県民税に関する経過措置）
- 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「改正法」という。）附則第2条第6項の規定により改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第23条第1項（第18号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における改正法附則第2条第7項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る県税条例第29条第3項の規定の適用については、同項中「法第23条第1項第3号ロに規定する法人（以下「外国法人」という。）」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第2条第7項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「同項第18号に規定する恒久的施設」とあるのは「同法第1条の規定による改正前の法第23条第1項第18号に規定する恒久的施設」とする。
- 3 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第21条第1項の規定により所得税法等改正法第2条の規定による改正後の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条（第12号の19に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第21条第2項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る県税条例第45条第3項の規定の適用については、同項中「第144条の3第1項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第21条第2項の規定により読み替えて適用される同法第2条の規定による改正後の法人税法第144条の3第1項」とする。
- 4 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の県税条例（以下「32年4月新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
（事業税に関する経過措置）
- 6 改正法附則第6条第2項の規定により新法第72条（第5号中法人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における改正法附則第6条第3項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人又は同項に規定する旧恒久的施設を有していなかった外国法人に係る県税条例第49条第5項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第6条第3項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「法第72条第5号」とあるのは「地方税法等改正法第1条の規定による改正前の法第72条第5号」とする。
- 7 改正法附則第6条第6項の規定により新法第72条（第5号中個人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日において改正法附則第6条第7項に規定する旧恒久的施設を有していた地方税法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人に係る県税条例第49条第5項の規定の適用については、同項中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日において同法第1条の規定による改正前の法第72条第5号に規定する恒久的施設（以下この項において「旧恒久的施設」という。）を有していた法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人（法第72条第5号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。）」

と、「法第72条第5号に規定する恒久的施設」とあるのは「旧恒久的施設」とする。

（地方消費税に関する経過措置）

- 8 32年4月新条例第67条の3第2項及び32年4月新条例附則第13条の5後段の規定により読み替えられた32年4月新条例第67条の7の2の規定は、県税条例第9条第3項に規定する課税期間が附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 9 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 10 平成30年10月1日前に県税条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年7月県条例第41号）附則第7項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び附則第14項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（県税条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 11 前項に規定する者は、平成30年10月31日までに、改正法附則第10条第3項に規定するところにより同項に規定する申告書を知事に提出しなければならない。
- 12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 13 附則第10項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第1条の規定による改正後の県税条例（以下「新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第85条から第86条の2まで、第86条の4及び第86条の6の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第86条の4の2第1項の規定中「前条第1項及び第2項」とあるのは「山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年7月県条例第48号）附則第11項」と、「同条第1項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成30年10月31日」とする。
- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第10項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、県税条例第86条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が県税条例第86条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第10条第7項に規定する書類を添付しなければならない。
- 15 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 16 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場

- から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 17 前項に規定する者は、平成32年11月2日までに、改正法附則第12条第3項に規定するところにより同項に規定する申告書を知事に提出しなければならない。
- 18 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 19 附則第16項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第2条の規定による改正後の県税条例（以下「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第85条から第86条の2まで、第86条の4及び第86条の6の規定を除く。）を適用する。この場合において、32年10月新条例第86条の4の2第1項の規定中「前条第1項及び第2項」とあるのは「山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年7月県条例第48号）附則第17項」と、「同条第1項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成32年11月2日」とする。
- 20 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第16項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、県税条例第86条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が県税条例第86条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第12条第7項に規定する書類を添付しなければならない。
- 21 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 22 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 23 前項に規定する者は、平成33年11月1日までに、改正法附則第13条第3項に規定するところにより同項に規定する申告書を知事に提出しなければならない。
- 24 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 25 附則第22項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第3条の規定による改正後の県税条例（以下「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第85条から第86条の2まで、第86条の4及び第86条の6の規定を除く。）を適用する。この場合において、33年新条例第86条の4の2第1項の規定中「前条第1項及び第2項」とあるのは「山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年7月県条例第48

号) 附則第23項」と、「同条第1項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成33年11月1日」とする。

26 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第22項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、県税条例第86条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が県税条例第86条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第13条第7項に規定する書類を添付しなければならない。

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第49号

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業（法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（制限する区域及び期間等）

第2条 法第18条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「制限区域」という。）及び期間（以下「制限期間」という。）は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。以下「学校」という。）の施設の敷地の周囲100メートル以内の区域 次に掲げる期間を除く期間
イ 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ロにおいて「休日等」という。）が連続する場合における当該連続する日の初日の正午から末日の正午までの期間

ロ 学校の区分ごとに標準的な長期の休業の期間として規則で定める期間（当該期間と休日等が連続する場合にあっては、当該連続する期間）の初日の正午から末日の正午までの期間（イに掲げる期間を除く。）

(2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第3項において「幼稚園等」という。）の施設の敷地の周囲100メートル以内の区域 前号イに掲げる期間を除く期間

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域 第1号イに掲げる期間を除く期間

2 知事は、前項第1号又は第2号に掲げる制限区域（同項第3号に掲げる制限区域に該当する場合における当該制限区域を除く。）に所在する住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）において法第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営む者（同項の届出をして住宅宿泊事業を営もうとする者を含む。）から申請があった場合において、当該住宅について住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるときは、規則で定めるところにより、前項第1号又は第2号の規定による制限の全部又は一部をしないことができる。

3 知事は、前項の規定により制限の全部又は一部をしないこととする場合には、あらかじめ関係する学校又は幼稚園等の管理者の意見を聴くものとする。

（制限区域に新たになった場合の特例）

第3条 住宅の所在場所が制限区域に新たになった場合において、当該住宅において既に法第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営んでいる者は、当該住宅の所在場所が制限区域に新たになった日から起算して6月間は、前条第1項の規定にかかわらず、当該制限区域に係る制限期間内においても引き続き住宅宿泊事業を実施することができる。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に制限区域に所在する住宅において法第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して6月間は、第2条第1項の規定にかかわらず、当該制限区域に係る制限期間内においても引き続き住宅宿泊事業を実施することができる。

（検討）

3 知事は、この条例の施行後、第2条第1項各号に掲げる区域以外の市町村の一定の区域について、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止する観点から、随時関係市町村の意見を聴いて、制限の必要性を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和33年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号イ中「、不浸透性材料（タイル、コンクリートその他水が浸透しないものをいう。以下同じ。）又は厚板で作られ、かつ」を削り、同号ハ中「備え、その格納室を設ける」を「備える」に改め、同条第2号中イ及びロを削り、ハをイとし、同号ニ中「備え、その格納室を設ける」を「備える」に改め、同号ニを同号ロとし、同条第3号中イ及びロを削り、ハをイとし、同号ニ中「等の格納場所を設ける」を「を備える」に改め、同号ニを同号ロとする。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同項第5号ロ中「し、時々日光にさらす」を「保つ」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 便所の手洗設備の水は、常に清潔にしておくこと。

第4条第1項中第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第10号」を「第1項第8号」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1第1項中「不浸透性材料又は厚板で作られており」を「衛生上支障がないよう清掃が容易に行える構造であり、かつ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例（平成16年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「新旅館条例第4条第1項第9号及び第10号」を「旅館業法施行条例第4条第1項第7号及び第8号」に改める。

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成24年12月県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」を削り、「の規定」を「並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「地域包括ケア強化法」という。）

附則第28条の規定」に、「補正等」を「補正」に改める。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（既存病床数及び申請病床数の補正の基準）」を付し、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第3項を次のように改める。

3 地域包括ケア強化法附則第28条の規定により、知事が、法第7条の2第1項から第3項までの場合又は法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の場合において、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換を行った場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。